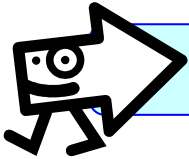


企業経営に役立つ給与・労務情報満載！



発行:コムニスサポート株式会社  
 〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F  
 TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339  
 E-mail: [info@cmns.jp](mailto:info@cmns.jp)  
 URL: <http://www.cmns.jp>

夏の賞与が支給される時期ですね。今回は、毎月の給与と計算方法が異なる賞与の社会保険料・所得税についてご紹介します。



## 賞与に係る社会保険料・所得税の計算方法について

### 毎月の給与から 控除する場合

#### 健康保険料 介護保険料

標準報酬月額 × 保険料率で算出

従業員負担の保険料率  
(協会けんぽ埼玉県の場合)

健保: 47.25/1000

介護: 7.55/1000

厚年: 80.29/1000

#### 厚生年金保険料

#### 雇用保険料

総支給額(交通費含む)  
× 6/1000  
(一般の事業の場合)  
× 7/1000  
(建設の事業の場合)

#### 所得税

税額表から税額を算出  
または  
「電子計算機を使用する場合の  
計算式」を使用して算出

### 賞与から 控除する場合

賞与額から1,000円未満を切り捨てた額  
(上限:年間540万円)  
× 保険料率

賞与額から1,000円未満を切り捨てた額  
(上限:1回あたり150万円)  
× 保険料率

毎月の給与計算と同じ  
賞与額 × 6/1000 (一般の事業の場合)  
× 7/1000 (建設の事業の場合)

賞与支給月の前月の給与総支給額から、  
非課税交通費と社会保険料を控除した  
金額を算出する  
上記金額とその従業員の扶養人数を  
「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の  
表」にあてはめ、税率を算出する  
賞与額から社会保険料を控除した額に  
税率をかける(1円未満は切り捨て)

### ここがポイント!

Q1. 退職者に賞与を支給する場合の社会保険料は?

**A1. 資格喪失月の賞与に対して社会保険料は発生しません。**

例1) 6月10日に賞与を支給する場合

6月29日付けで退職する人 社会保険料は発生しません(6月が資格喪失月)

6月30日付けで退職する人 社会保険料は発生します(7月が資格喪失月)

例2) 7月10日に賞与を支給する場合

6月30日付けで退職した人 社会保険料は発生しません(7月が資格喪失月)

賞与支給日当日に退職する人 社会保険料は発生しません(7月が資格喪失月)

Q2. 前月に給与支払いがない場合の所得税の計算方法は?

**A2. 毎月の給与と同じ税額表(月額表)を使用します。**